

## 北海道歯科保健医療推進計画素案の主な策定のポイント

※太字は現行計画からの変更点

項目	施策	主な策定ポイント
第2章 2(1) むし歯の予防	保育所・学校等におけるフッ化物洗口の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 永久歯のむし歯予防として有効なフッ化物洗口の普及推進</li> <li>○ <b>フッ化物洗口の継続実施に向けた支援</b></li> <li>○ 乳歯のむし歯予防として有効なフッ化物塗布の推進及びフッ化物配合歯磨剤の適切な利用にかかる普及啓発</li> </ul>
第2章 2(2) 歯周病の予防	定期的な歯科健診・適切な保健指導を受ける機会の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域・職域保健における定期的な歯科健診・保健指導を受ける機会の確保と受診率の向上</li> <li>○ 糖尿病等の全身疾患に関わる医科歯科連携の推進</li> <li>○ <b>歯・口腔の疾患と全身の関連性等に関する普及啓発</b></li> </ul>
第2章 2(3) 高齢期の歯科保健医療の推進	高齢者の口腔機能の維持・向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援と介護予防に資するケアマネジメントの推進に向けた専門職の育成</li> <li>○ オーラルフレイル等の口腔機能に関する知識の普及啓発</li> <li>○ <b>効果的・効率的な介護予防に向けた通いの場等における歯科専門職の活用と多職種連携</b></li> <li>○ <b>口腔機能の維持・向上や食支援に向けた多職種連携の促進</b></li> </ul>
第2章 2(4) 障がい者（児）、要介護者への歯科保健医療の推進	障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保と歯科医療ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保と資質向上の推進</b></li> <li>○ <b>定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対して実態の把握と実態に即した効果的対策を実施</b></li> </ul>
第3章 1 普及啓発	口腔機能の獲得・維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえた、口腔機能の獲得・維持・向上の取組</b></li> </ul>
第3章 2 歯科保健医療情報の収集及び提供	歯科保健医療に関する調査研究の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道口腔保健支援センターと関係団体（学会）等が連携した地域における歯・口腔の健康づくりや<b>歯科医療提供体制</b>に関する課題の把握と解決に向けた調査研究等</li> </ul>
第3章 3 歯科保健医療提供体制の充実	歯科保健医療を担う人材の確保・育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域の歯科保健医療提供体制の状況把握とその結果を踏まえた取組の推進</b></li> <li>○ <b>地域において切れ目なく歯科保健医療が提供されるよう、歯科専門職の資質向上や就業継続等を推進する</b></li> <li>○ 高次歯科医療の確保と歯科医療における病診連携の推進</li> </ul>